

国民年金保険料 後納制度が終了します

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができ「後納制度」が、9月28日(金)で終了します。

▼後納制度を利用すると

- ・年金額を増やすことができる
- ・年金の受給資格を得られる場合がある

申し込みは、松山西年金事務所
で受け付けています。納付を検討
している人は、期日までに手続き
をしてください。

※ただし、既に老齢基礎年金を受給

している人は申し込みできません。
※過去5年とは、保険料を納めよ
うとする月の前5年以内の期間で
す。平成30年8月時点では、25年
8月分以降の保険料を納付するこ
とができます。

●ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-0003-004
松山西年金事務所

☎925-5175
町民課住民係

☎985-4106
産課課農業振興係

まさき文化祭作品募集

10月27日(土)・28日(日)、文
化センターを主会場に開催する
「第43回まさき文化祭」の展覧作
品を募集します。個人やグルー
プでぜひ出展してください。

▼募集品目・規格

- 日本画(軸表装か額装20号以内)
- 洋画(額装20号以内)
- 写真(4切以内、ワイド4切可)
- 書道(軸表装か額装半折以内)
- 短歌(色紙かけ)

俳句・川柳
(短冊に限る)

絵手紙、人形、
手芸、陶芸、その他

※作品は1人1点とします。

▼申込期間

8月6日(月)～8月31日(金)
平日8時30分～17時15分

▼申込先・問い合わせ

社会教育課生涯学習係
☎985-4135



まちづくり女性会議に参加しませんか

女性の感性を生かしたまちづく
りを進めるため、本年度も「まち
づくり女性会議」を開催します。
松前町をより魅力ある町にする
ため、ぜひ参加してください。

▼対象

この取り組みに興味のある
おおよね40歳までの女性

▼日程

9月以降に全4回(土曜
日か日曜日の午前中)開催予定

▼内容

「松前町の未来の姿(仮)」
をテーマに女性の感性を生かした
おしゃれなまちづくりについて自
由にアイデアを出し合います。

▼定員

30人程度(応募多数の場
合は抽選)

▼申し込み方法

申込書を郵送、
FAX、メールするか、窓口にて持
参してください。

※申込書は
町ホームページ
からダウン
ロードできる
ほか、総務課
窓口にあります。



▼締め切り

8月31日(金)

▼その他

報酬はありません。

▼申込先・問い合わせ

〒799-1319
伊予郡松前町大字筒井63-1番地
松前町役場総務課企画政策係
☎985-4103

FAX 985-4148

☒331kxseisaku@town.masakichime.jp

「原爆と人間」 写真パネル展

核兵器のない平和な世界を
願い、「原爆と人間」写真パネ
ル展を開催します。

期間 8月1日(水)～31日(金)
(土・日を除く)

場所 庁舎1階ロビー
展示数 25点程度

☎総務課広報情報係
☎985-4132



病害虫の被害が増える時期 水稲出穂期防除にご協力を

【水稲生産者の皆さんへ】

農業を散布するときは、安全使
用基準を確認し、周辺に飛散しない
よう風向きなどに注意しましょう。

▼一斉防除日

- ・極早生品種(あきたこまち、コ
シヒカリ、キヌヒカリなど)：8
月5日(日)
- ・中生品種(にこまる、ヒノヒカ
リ、クレナイモチなど)：8月26
日(日)

▼無人ヘリコプターによる防除

左記の日程で、午前5時30分ご
ろから防除を始めます。天候や進
み具合により翌日にずれ込む場合
がありますので、ご了承ください。

【対象地区に住んでいる皆さんへ】
・防除対象圃場には、防除予定日前
に、白地に赤枠の立札を立てます。
・立札の立っている
圃場周辺には
駐車しないでく
ださい。
・散布時は、念のため窓を閉め、洗
濯物、ペットなどは散布が終了する
まで出さないようにしてください。
※散布は、農業安全使用基準を守
り、安心・安全を第一に行います。



●JA松山市営農販売部

☎968-1218
産課課農業振興係
☎985-4119

無人ヘリコプターによる防除日程表(予定)

8	1	水	中川原	
	2	木	中川原、大間	
	3	金	徳丸、大間	
	4	土	徳丸、出作、神崎	
	9	木	永田、東古泉	
	10	金	横田、大溝、鶴吉	
	11	土	北黒田、南黒田、恵久美	
	22	水	中川原	
	23	木	中川原、出作、神崎	
	24	金	北黒田、南黒田	
	27	月	徳丸	
	28	火	永田、東古泉、恵久美	
	29	水	大溝、鶴吉、横田	
	30	木	大溝、鶴吉、横田	
	9	7	金	徳丸、中川原

※雨天、強風時は順延(小雨決行)です。順延により、
その後の防除日も変更する場合があります。

知っていますか 児童扶養手当・特別児童扶養手当

どちらの手当も受給要件や所
得制限があり、申請が必要です。
認定されると、請求月の翌月分か
らの手当を受給できます。詳しく
は、それぞれの担当係にお問い合わせ
ください。

▼児童扶養手当とは

次の①～⑨のいずれかに当ては
まる児童(18歳に達する日以後、最
初の3月31日までの人、障がいがある
場合は20歳未満)を監護してい
る父か母(父は、生計を同じくし
ていることが必要)または父母に代
わりその児童を養育している人(児
童と同居し、監護し、生計を維持し
ている人)に支給する手当です。

①父母が離婚した

②父か母が死亡した

③父か母に重度の障がいがある

④父か母の生死が明らかでない

⑤父か母から引き続き1年以上遺
棄されている

⑥父か母が裁判所からのDV保護
命令を受けた

⑦父か母が引き続き1年以上拘禁
されている

⑧母が婚姻によらず懐胎(妊娠)した

⑨父母ともに不明である

●福祉課児童福祉係

☎985-4114

▼特別児童扶養手当とは

20歳未満の障がいがある児童を
監護している父母や養育者に支給
する手当です(施設入所者は除く)。

●福祉課障がい福祉係

☎985-4112

戦没者追悼式

戦争で亡くなられた多くの犠
牲者のご冥福を祈り、平和へ
の誓いを新たにするため、戦
没者追悼式を開催します。

日時 8月29日(水)
9時30分～10時30分
(受け付け 9時～)

場所 文化センター2階
ふれあい展示室

☎福祉課障がい福祉係
☎985-4155



中小企業の設備投資を支援します

国は、生産性向上特別措置法を制定し、今後3年間を集中投資期間として中小企業の生産性を向上させるための設備投資を支援することとしています。

これは、設備投資を考えている事業者が市区町村の「導入促進基本計画」に基づいて「先端設備等導入計画」を策定し、市区町村の認定を受けることで次の支援が受けられるというものです。

- ▶ 固定資産税の特例（軽減措置）
- ▶ 事業に必要な資金繰りの支援（信用保証）
- ▶ 国の各種補助金（ものづくり・サービス補助金など）の優先採択（審査時の加点）

※計画の申請には、経営革新等支援機関の事前確認が必要
 (商工会・中小企業団体中央会・地域金融機関・中小企業診断士や税理士等の専門家など)



1 税制支援

平成33年3月31日までの適用期間内に、町から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて一定の条件を満たす設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間に渡ってゼロになります。

2 金融支援

民間金融機関から融資を受けるとき、信用保証協会が公的保証人となると融資が行われやすくなります。この信用保証協会による保証には限度額がありますが、「先端設備等導入計画」の実行のための融資であれば、限度額とは別枠での追加保証や保証枠の拡大などの支援を受けることができます。

☎産業課商工水産観光係 ☎985-4120

3 補助金における優先採択

町が認定した事業者に対して、次の補助金での優先採択があります。主な内容は、審査時の加点や補助率の上昇などです。

- ▶ ものづくり・商業・サービス経営力向上補助金
- ▶ 小規模事業者持続化補助金
- ▶ 戦略的基盤技術高度化支援事業補助金（サブイン補助金）
- ▶ サービス等生産性向上IT導入補助金



詳しくは、町のホームページで確認してください。

平成30年度敬老事業「おたのしみバラエティショー」を開催します。町内演芸名人の各種演芸や「酒井くにお・とおるさん」が漫才を披露するほか、松前町西高柳出身の落語家「桂三幸さん」が司会で会場を盛り上げます。

▼日時 9月15日(土)
14時～15時30分(開場13時30分)

▼会場 文化センター広域学習ホール

▼出演者

- ▼対象者 町内に住むおおむね65歳以上の人
- ▼参加 事前申し込みは不要です。当日直接会場にお越しください。
- ※入場は先着順です。満席の場合、入場制限を行うことがあります。
- ▼入場料 無料
- ▼送迎 ひまわりバスの停留所を目安に、送迎バスを運行する予定です。希望者は9月10日(月)までに、文化センター(☎985-1313)へ電話してください。
- ☎健康課地域包括支援センター係 ☎985-4205

松前町演芸名人&酒井くにお・とおる おたのしみバラエティショー

本年度は、風水害を想定した訓練を行います。

▼緊急速報メール(エリアメール) 訓練中、重信川決壊の可能性があることを想定して携帯電話に緊急速報メールを送信します。設定によってはマナーモードでも着信音が発します。注意してください。

- ▼日時 9月2日(日) 8時～
- ※予定
- ▼場所 決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。
- ▼内容 緊急情報伝達訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練など
- ☎総務課危機管理係 ☎985-4103

自助・共助の力を高めよう 松前町総合防災訓練

伊予歯科医師会監修



歯を大切に (2) 歯周病と糖尿病⑥

～喫煙のリスク～

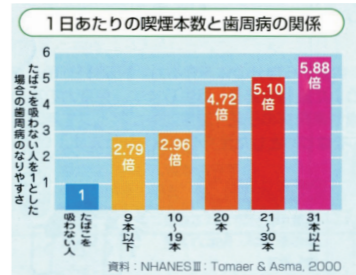
歯周病と糖尿病は、その原因である炎症から拡散する悪玉ホルモンによって、互いに影響され、負のスパイラルに落ち込みます。では、喫煙は2者にどんなリスクを負わせるでしょう。

喫煙の歯周病への影響は右の図のように大変大きいです。受動喫煙でも、非喫煙者と比べると歯周病の危険性が3倍になるというデータもあります。たばこを吸うと、ニコチンの作用で末梢血管が急速に収縮して循環不全を起こします。毛細血管が張り巡らされた歯周組織はいち早く反応します。細菌と戦う免疫細胞の動員も難しくなり、低栄養・低

歯を大切に

免疫の不健康な状態となります。一見腫れは少ないのですが、ゴースト血管化と歯ぐきの繊維化が進み、炎症は深く潜り込み、歯を支える骨の崩壊を防ぐことは絶望的となります。

また、糖尿病にとっても、慢性炎症を助長する喫煙の因子はインスリン抵抗性(インスリンの効きにくさ)を増し、心血管疾患や慢性腎臓病のリスクが一層増大することが分かっています。



今回は、歯周病と糖尿病の本態ともいえる慢性微小炎症について掘り下げましょう。